

事務連絡
令和7年12月18日

各市区町村 臨時運行許可業務担当部（局）御中

国土交通省物流・自動車局自動車情報課
デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

**マイナポータルの「ぴったりサービス」における
臨時運行許可申請に係る標準様式のリリースについて**

臨時運行許可業務の推進については、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の地方分権改革に関する提案においては、臨時運行許可申請のオンライン化について提案が実施されたところです。

当該提案を受け、マイナポータルのサービス検索・申請機能（ぴったりサービス）において、臨時運行許可申請のオンライン化の促進に資する標準様式を令和7年12月25日にリリースすることになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、臨時運行許可のオンライン申請における具体的な事務の運用について別紙のとおりお示しいたしますので、内容について十分御了知の上、「ぴったりサービス」によるオンライン申請を活用いただきますようお願いいたします。

臨時運行許可のオンライン申請における事務の運用について

1. 臨時運行許可のオンライン申請の目的

臨時運行許可申請について、デジタル庁が運営するマイナポータル[※]のサービス検索・申請機能（ぴったりサービス[※]）を活用することにより、申請手続の検索・オンライン申請を可能とし、申請者の負担の軽減を図るものです。

ぴったりサービスを活用したオンライン申請の環境整備やその利用については、各自治体の御判断によるものですが、申請者の負担軽減等の観点から、積極的に御検討・御活用いただきますようお願いいたします。

※ 参照 URL <https://myrna.go.jp/search>

2. 対象となる手続

臨時運行許可申請（道路運送車両法第 34 条）

3. 臨時運行許可申請のオンライン化の実施方法

臨時運行許可申請についてぴったりサービスの利用を希望する場合には、マイナポータル申請管理操作マニュアル～サービス登録編 1.37 版の 25 頁「1. 手続を追加・削除する」をご参照の上、サービスメニューを追加ください。

4. 本人確認方法

臨時運行許可の手続では臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）を受領する者の本人確認を行う必要があります。

このことから、オンライン申請を行った場合における窓口での本人確認については、以下のとおりの取扱いとします。

（1）申請者本人が番号標の受領者の場合

本人が番号標を受領する場合は、以下のいずれかの方法によって本人確認をお願いします。

①マイナンバーカードを利用した電子署名が行われている場合

電子署名の確認

②同電子署名が行われていない場合

マイナンバーカード等の本人確認書類の確認

（2）代理人が番号標の受領者の場合

代理人が番号標を受領する場合、代理人の身元を確認する必要があるため、窓口において、マイナンバーカード等本人確認書類の確認をしてください。

5. オンライン申請における添付書類の取扱い

申請に当たり必要となる添付書類（自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下同じ。）を除く。）は、その内容が確認できるものであれば、書類をスキャンした PDF や書類を撮影した画像でも受付可能です。ただし、各自治体の御判断により、窓口への出頭時等に原本の提示を求めても差し支えありません。

自動車損害賠償責任保険証明書については、電子データを添付したとしても、窓口における原本提示が必須となります。

なお、現在、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の改正を検討しており、同施行規則が改正された後は PDF データ等の電子的提出によって原本提示を不要とすることが可能になります。

6. 留意事項

（1）マイナンバーカードの利用について

ぴったりサービスを用いた臨時運行許可申請の標準様式では、マイナンバーカードによる電子署名は必須ではありません。そのため、申請者はマイナンバーカードを用いずとも申請が可能です。なお、各自治体の御判断でマイナンバーカードによる電子署名を必須と設定することは妨げられておりません。

（2）法人による申請への対応

法人による申請の場合、当該法人の代表者や従業員が申請者となることにより、ぴったりサービスを用いたオンライン申請を行うことが可能です。

（3）番号標の郵送について

各自治体の御判断によって番号標の貸与及び返却を窓口ではなく郵送によって行うことも可能です。この場合、番号標の紛失、不正利用、未返却等のトラブルが生じないように適切な管理に努めてください。

（4）手数料のキャッシュレス納付について

ぴったりサービスでは、手数料のキャッシュレス納付にも対応しています。

オンライン申請と同時に臨時運行許可証の手数料に係るキャッシュレス納付を導入する場合は、決済代行事業者との契約が必要となるため、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当にお問い合わせください。

（5）オンライン申請の周知について

ぴったりサービスを含めたオンライン申請が積極的に活用されるよう、申請の URL を自治体ホームページにおいて申請者にわかりやすい箇所に表示するほか、臨時運行許可に関するリーフレット等へ申請の二次元コードを印字するなど、申請者に対し積極的に周知するようお願いいたします。

7. 問い合わせ先

本件に関するご不明点については、以下へお問い合わせください。

<臨時運行許可制度に関すること>

国土交通省物流・自動車局自動車情報課

電話番号：03-5253-8587

<ぴったりサービス、マイナポータル申請管理の操作に関すること>

ぴったりサービスヘルプデスク

電話番号：050-3818-2216

受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

E-mail：support@mail.oss.myna.go.jp

<ぴったりサービスの運用に関すること>

デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当

E-mail：kiban.renkei@digital.go.jp